

第4回 八尾市廃棄物減量等推進審議会 議事要旨

【日 時】平成25年3月29日（金）午前10時00分～

【場 所】八尾市役所本館8階 第2委員会室

【出席委員】吉田会長、福岡副会長、吉川(正)委員、花嶋委員

中浜委員、小松委員、山下委員、大本委員、辻井委員、榊井委員、木原委員、
笠原委員、山本委員、土井委員、桶谷委員、北山委員、高山委員、柳谷委員、
西田委員

【欠席委員】角柿委員、吉川(博)委員、林委員、中野委員、森本委員、中西委員、前田委員、
大西委員

【事務局】村上経済環境部長

益井次長兼資源循環課長、西野課長補佐、安藝係長（以上、資源循環課）

田口次長兼環境保全課長、吉田環境事業課長、一ノ本環境施設課長

1. 開会挨拶（事務局）

2. 配付資料の確認

- ・第4回八尾市廃棄物減量等推進審議会 次第
- ・第4回八尾市廃棄物減量等推進審議会 配席図
- ・第4回八尾市廃棄物減量等推進審議会 資料(資料No.8) … 事前送付

3. 案件

- (1) 家庭ごみの有料化のパターン
- (2) 有料化の対象とするごみの種類
- (3) 指定袋の送付と町会の関わりについて

4. 議事（議事進行：会長）

(1) 家庭ごみの有料化のパターンについて(事務局説明) 【資料No.8】

資料No.8に沿ってご説明させていただきます。1ページをご覧ください。これまで審議会の中では具体的な有料化のあり方、特に八尾市の課題、他市の事例等をこれまでご説明させていただいたのですが、今回、具体的な有料化のありかたについてご議論いただきたいと考えています。

もう一度八尾市の現状をご説明させていただき、それを踏まえてご議論いただきたいと考えています。

まず、1ページ目の有料化の必要性のところ。前回の審議会でご議論いただきました、本市における有料化の必要性等を制度設計にあたっての視点についてもう一度ご説明しています。

はじめに、八尾市が直面する課題として、前回の審議会でも度々ご議論いただいたところですが、大阪湾フェニックス計画が終了し、その事業継続に向けてごみの減量化・資源化が搬入市町村に求められているという状況と、ごみの焼却処理にかかる共同処理のあり方の変更に伴い、焼

却工場の管理運営経費や施設整備費にかかる負担が必要となることが想定されるという大きな2つの課題を前提にして、有料化は避けて通ることができないという共通の認識のもとにご議論が始まりました。

有料化の目的としては、環境施策の充実や焼却施設や破碎施設などの老朽化等に伴う施設更新等に必要となる財源の確保による世代間の公平性の確保ということを目的にしています。それに付随して、有料化に伴う効果として、ごみ処理の現状や減量・リサイクル等に対する市民意識の向上、ごみを多く出される方とそうではない方との負担の公平性の確保、ごみの発生・排出抑制による処理コストの削減や処理施設の延命化、施設整備費用の縮減といった効果も期待できるといったところです。

具体的に有料化の制度設計にあたっての大きな視点ですが、まず1つ目はごみの排出の発生量の多少は人によってあるにしても、すべての市民の方が処理施設の恩恵を受けているということを反映した制度であるということ。2つ目には、これまで町会にご協力を頂きながら進めてきた指定袋制度が有料化後も生かされるような制度であること。3つ目としては、さらなる減量化の意識の向上が図られる仕組み、公平であると感じられる仕組み、またわかりやすい仕組み、制度運用コストができるだけ抑えられる仕組みであるといった視点が必要ではないかと考えております。

続きまして2ページをご覧ください。これも第2回の審議会でご説明させていただいたところです。有料化の制度の仕組みについては、大きく分けて単純従量制と超過有料制2つの区分に分けられます。単純従量制は、ごみの排出量に応じてごみの処理費用を比例的に負担する方式です。超過有料制は、ごみの排出量が一定量までは定額もしくは無料ですが、ある一定量を超えると費用負担が発生する。という大きな2つの制度に区分されます。

それぞれのメリットとデメリットですが、単純従量制は、仕組みが単純なのでわかりやすい、排出者全体の排出抑制の効果が働く、単純な制度なので過大な事務負担、事務経費が発生しないというメリットがあります。一方、超過有料制のメリットとしては当然目指す減量目標が見えやすいということ。これは後ほどご説明させていただきます。

一方、それぞれのデメリットは、単純従量制は、目指す減量目標が見えにくいというデメリットがあります。超過有料制は段階ごとに事務負担が発生するので、新たなコストが生じることと、一定量までは安かったり、無料で配られるので、減量効果が薄れるというデメリットがあります。

先ほど申しました目指す減量目標について。例えば前審議会でご審議いただいた八尾市廃棄物処理基本計画(ごみ編)のところで、八尾市は平成32年度(2020年度)までにごみを25%削減し、5万9千トンにするという目標を設定しています。そこから計算すると、減量率を25%と設定していますが、減量率でいうと平成22年度は1人当たりの年間排出量は179.1kg、平成32年度が138.8kgという目標になりますので、1人当たり40.3kgを減らすという目標になります。これを反映された有料制の制度を設計するということになりますので、逆に言えば超過有料制だと目標が見えるという形です。

続きまして3ページ、超過有料制の検討をご覧ください。今、八尾市の指定袋でどれくらいのごみが排出されているかを算定した参考数値です。組成分析についてお話をさせていただきましたが、どんなごみが出ているかがわかりますし、一方でどれくらい量のゴミが出ているかが組成分析から想定できます。例えば、可燃ごみの場合、平成23年度の組成分析の結果では、見かけ

比重が1リットルあたり0.13kgです。②平均排出容量は、45リットルの指定袋で1袋当たり33リットル排出されています。③平成23年度、可燃ごみの市収集量の実績は、49,459tということになっていますので、これを見かけ比重と平均排出量で割り戻すと、11,528,904袋が排出されています。あくまでも計算上の数字ですが、埋立ごみ、複雑ごみ、資源物等それぞれの指定袋排出数を算定したものが、【参考2】の表となっています。

続きまして4ページをご覧ください。八尾市からどれくらいの数の指定袋を配付しているかを表しています。指定袋の配付にあたっては、町会のご協力をいただいて、名簿を配付させていただいています。八尾市の中で配付先名簿を作成しています。それぞれの世帯人数とそれぞれのランクによる世帯数から、どれくらいの袋が配付されているかを表しているのが、4ページの【参考3】です。全体の合計では小計(A)約2,000万枚程度です。(B)追加袋配付分は、足りなくて取りに来られている分が79万枚、それを足した数が(C)2,151万枚程度です。先ほど申しあげました【参考2】で出しました組成分析から指定袋排出数を推定したものが(D)の欄です。

配った袋数に対してどれくらいの袋が出ているかを出したものが(C)/(D)の排出率の欄です。86%ということで、大体9割くらいは排出されていますが、複雑ごみでは、半分以下の排出量になっています。【参考】として、平成23年度の返却枚数、これは家庭で余った分を返却いただいた数です。余っている袋数に対して、5～7%返却いただいているということです。これはあくまでも計算上の数字なので、本当にこれだけ配られているかというのはいわかりません。実際には取りに来られていない方もいるかもしれませんので、計算上はこうなるということです。4ページ、下段のアンケート調査は、前期審議会のアンケート調査でご家庭での指定袋の使用状況についてお聞きしたものです。埋立、複雑袋はと余っている率が高くなっています。これは【参考3】と大体合っています。足りないところは、容器包装プラスチックですが、アンケート調査を実施した頃は月2回収集で、現在は週1回収集していることからこういう結果になっています。

続きまして5ページ、指定ごみ袋の使用状況について。これもアンケート調査の結果、世帯別でいうと、世帯人数が多くなるほど袋が足りないという世帯が多くなっています。余っている袋と足りない袋はどういう状況かを示しているのが、下段の2つの表です。以上からわかりますように、現在の収集体制を基礎に袋を配付していますが、実際には排出される袋数は少ない可能性があるかと推測されます。さらに具体的に本市の指定袋の配付基準と排出状況との相関関係を見ていく必要があるのではないかとということです。【参考4】を見ていただくと、現在どれくらい配られているか配付基準がわかります。八尾市内にお住まいだと当然ご存じだと思いますが、基本セットが半期52枚、年間では2セット104枚が配られています。これに追加袋ということで、3～4人世帯では半期1セット10枚、5～6人世帯では2セット20枚、7人以上世帯では3セット30枚の追加袋をお配りさせていただいています。【参考4-1】は、複雑袋および埋立袋配付基準ですが、これは世帯人数関係なく、半期1セット3枚、年間2セットをお配りさせていただいています。

6ページ、世帯当たりの排出量、最初に年間配付枚数(B)の欄を見ていただきたいのですが、これが先ほど申しあげました世帯の人数によってどれだけ配付しているかです。7人以上になると164枚、5～6人世帯は144枚、3～4人世帯は124枚という形です。これに組成分析を当てはめた平均の見かけ比重(C)と平均排出容量(D)をもとに、世帯当たりの排出容量(E)を表しています。1～2人世帯だったら446.2kg排出できるということです。網掛けの欄は、世帯当たりの

排出量ということで、1人の平均の排出量をもとに、どれだけのごみが出されているかを表しています。具体的には7ページをご覧ください。一番上の表、可燃ごみの排出量 $\alpha=(1)/(2)$ 、排出量(1)49,451 t、23年度末の人口は(2)271,066人おられますので、ここから割り戻すと、1人182.4kg排出されているという数字から持ってきています。

この数字に世帯人数を掛けた数字が、世帯当たり排出量、182.4~2,736.4kgまで表している数字です。これをさらに1人あたりの容量ということで、 $(F)=(E)/(A)$ これが1人あたりどれくらい容量だせるか、一人当たり排出量182.4kgをもとにどれくらいの充足率があるかが右端の充足率の数字になっています。これでいくと、1人、2人世帯だと概ね満たされていますが、3人以上の世帯になると袋が足りなくなってくるということです。ちなみに【参考5-1】は、上が八尾市の組成分析をもとに出していますが、有料化になるとごみをぎゅうぎゅう詰めに出されますので、ほとんど一緒ですが、平均の見かけ比重(C)と平均排出容量(D)が変わっています。八尾市でしたら平均の見かけ比重は0.13kgですが、0.166ということで結構詰められています。容量については八尾市の方が若干多くなっています。現在八尾市でお配りさせていただいている枚数でいくと、充足率については、5人までの世帯では概ね満たされていますが、6人以上の世帯になると足りなくなるということです。割合でいくと97.2%くらいまでの世帯は、今の袋だけで十分にお出しただけの袋を配っているということになります。以上、袋の配付枚数についてです。有料化の制度設計にあたってお伝えしたかったこと、減量の努力をされている方とそうでない方の公平性を確保する観点や、排出の多少にかかわらず処理設備の恩恵にあずかっておられるという視点が必要ではないかということです。

7ページは、さらに八尾市の減量目標を踏まえた超過有料制のイメージです。今申し上げたとおり1人当たりの排出量は182.4kgありますが、これに目標減量率の23%を引いた場合、目標排出量は140kgとなり、1人当たり140kgくらいまで減らしていただきたいという設定になります。これを今の配付基準にあてはめたものが、下の矢印以下になるのですが、現行では1人当たり104枚、7人世帯になると144枚をお配りしていますが、これを140kgまで減らしていただくと、指定袋の配付枚数は、1人世帯で45リットル28枚、30リットル42枚、20リットル63枚お配りさせていただくという形です。今ならそんなに調整もありませんが、世帯に応じて配るので、かなりのパターンを想定してお配りするという形になります。先ほどまでは可燃袋の話ですが、【参考5-2】と【参考5-3】は複雑と埋立の充足率の話になります。可燃ごみはごみ量も比例的に分析できますが、複雑、埋立ごみは必ずしも人口に比例して増えるわけではなく、充足率は一概に算定できないので、これはあくまで参考してご覧ください。

続きましては8ページ、超過有料制から単純従量制に変更した自治体のケースについて。後ほどご説明させていただきますが、超過有料制を採用されている市町村は制度が複雑になるということもあって少数です。超過有料制を採用されていても、単純従量制に変更されているという自治体もありますので、そのケースをご説明させていただきます。1つ目のケースは、池田市です。元々、家庭ごみの排出量は20%削減しますということを目指して18年4月1日から超過有料制を実施されました。20%削減後の80%の排出量に相当する指定袋を全世界帯に無料配付ということで、200kgを160kgに減じた上でそれぞれの世帯の人数に応じて配っていたという状況です。燃えないごみについても燃えるごみの無料配付の際に1~2枚程度配付されています。例えば、1人世帯で20リットルの袋だったら55枚、10kg袋だったら110枚配付という形で、1人当たり

160kg になるようにいろんなパターンで配付していたという制度でした。これを超えた場合は、10 リットルだったら 20 円、20 リットルだったら 40 円という形で超過有料制の有料化をしていたという状況です。それが 24 年 4 月から単純従量制に変更されました。池田市に迫る問題ということで 6 つの課題を掲げています。①大阪湾フェニックス計画、②池田市クリーンセンターの老朽化とそれに伴う建替え、③ごみ焼却による大量の温暖化ガスの排出、④恒常的にかさむごみ処理経費、⑤家庭ごみの減量が頭打ち、⑥クリーンセンターへの持ち込みごみが増加している。以上の状況から、家庭ごみの全量有料化ということで、1 リットル当たり 2 円から 1 リットル当たり 0.8 円に引き下げたうえで、1 枚目から有料化という形で全面改正をされました。上のグラフを見ると、有料化実施当初ではごみ量は減っていますが、それ以降については、ごみの減量効果は鈍化していることから単純従量制を採用されたということです。

続きまして 9 ページ、滋賀県の守山市です。昭和 57 年に多段階超過量有料制を導入されました。焼却ごみについては排出量多段階比例型、破碎ごみについては一定量無料の規定枚数制を採用されています。焼却ごみのところですが、表を見ていただければおわかりの通り 1 世帯 1 年において 110 枚までは指定袋 10 枚につき 100 円、それを超える分については指定袋 1 枚につき 150 円という 2 段階の有料制を導入されています。これが平成 21 年 7 月から単純従量制に転換されました。規定枚数制の問題点について、公平性の確保という点で世帯人数や生活スタイルの違いにもかかわらず、規定枚数が一定であることから公平性の確保が困難であるという視点があります。2 つ目がごみ減量効果ですが、規定枚数を超過した場合の追加袋の総販売数については、焼却ごみ袋、破碎ごみ指定ともに 0.4% 未満ということで、ほとんどの方が総販売数に占める割合がなく、ごみの減量効果が働きにくくなっているという状況がありました。これを受けて見直しをするということで、ごみの排出抑制や再生利用の推進という観点と負担の公平性の確保、ごみ処理費用の一部負担ということで単純従量制の方へ移行されています。下段に表がありますが、守山市の場合、焼却ごみ破碎ごみの 1 リットル当たりの手数料は 1.2 円を設定しています。それにそれぞれの容量を掛けて、例えば 30 リットルだと 36 円、20 リットルだと 24 円という形で手数料単純従量制に移行しました。

続きまして 10 ページをご覧ください。ごみの区分ごとの有料化導入状況です。どこまでの範囲を有料化するかという観点ですが、【参考 6】をご覧ください。ごみ区分ごとの有料化導入状況を表しています。左側が単純従量制で、右側が超過量有料制です。単純従量制を実施している団体が 252 団体、超過量有料制を実施している団体が 28 団体で、圧倒的に単純従量制を実施している団体が多くなっています。可燃ごみと不燃ごみ、資源ごみ、プラごみという 4 つの区分をしていますが、このうち可燃ごみと不燃ごみ、資源ごみを有料化にしている団体は 87 団体、以下それぞれです。可燃ごみだけを有料化にしている団体は、14.3% あります。超過量有料制では 32.1% ということで、可燃だけでなく他のごみについても処理費用がかかっているという観点から有料化されているという状況です。【参考 7】に有料化対象品目とした理由に、いろんな市町村が有料化を導入されていますが、どのような視点で有料化の対象品目を設定されたのかを表しています。1 つ目が仙台市ですが、プラスチックごみも有料化を導入しています。その理由はプラスチック製容器包装は、循環型社会形成の上で重要な 3R の中でも最も優先すべきごみの発生抑制(リデュース)を進める上で有料化の対象としなければならないということで有料化されています。仙台市は、缶・びん・ペットボトルについては有料化しないとされていますが、これは

収集方式の関係です。現在コンテナ収集をされていますが、これを袋方式にするには大幅な変更をしなければならないということで、缶・びん・ペットボトルに引き続きの検討課題となっています。

その次の鳥取市は、可燃は当然として、プラスチックごみについても排出量が年々増え続けているため、レジ袋等容器包装削減のためのインセンティブを図る観点からプラスチックごみについても有料化を実施されております。鳥取市は、資源物については有料化しないと設定されています。資源物への誘導・分別促進を図るため、古紙類等の有料化はしないということです。

その他、秋田市、町田市等資料をご参照下さい。

11 ページ【参考8】をご覧ください。有料制度のパターン別の生活系ごみ増減率ということですが、まず12ページをご覧ください。真ん中の小さな表で、従量制をA型、B型、C型、D型と分けていますが、A型というのは可燃と不燃が有料化されているもの、B型は可燃・不燃・資源ごみ(びん・缶・ペットボトル)が有料化されているもの、C型は可燃・不燃・資源ごみ(プラスチック容器包装)、D型は可燃のみという団体のパターンを表しています。11ページ【参考8】はAの団体です。水戸市から藤沢市までありますが、減量率のところを見ていただけますでしょうか。それぞれ有料化をした後、どれくらいの減量率かということと、一番端の資源計という項目がありますが、どれくらい資源化率が上がっているかをそれぞれパーセンテージで表しています。例えば水戸市は、可燃については84%ということで、大体16%の減量を実現されているということです。不燃は74%ということで3割弱程度の減量を実現されているという実績になっています。資源の総量は102%ということで、前年より若干伸びているということになります。12ページをご覧くださいと、福岡市がBのパターン、松江市から仙台市がCのパターン、舞鶴市、大和高田市がDのパターンとなっています。それぞれ先ほどの10ページの表、有料化導入パターン別導入前後の減量率・資源化量増加率を見ていただきますと、どんなパターンでも平均の減量率は2割から3割弱ぐらいの減量を実現されている。資源化率についても2割程度の資源化率の増加が見込めます。どんなパターンにしても、基本的には大きな違いはないと考えております。

13 ページをご覧ください。具体的に八尾市における収集運搬と処理コストはどれくらいかかっているかということ【参考9】で示しています。一番右端を見ていただくと、1リットル当たりのコストで表しています。例えば可燃ごみは3ヶ年表しており、コストは5～6円くらい、以下複雑ごみからペットボトルまで1リットル当たりのコストを表しています。コストの出し方としては、歳出の決算額から特定財源が入ってくるお金を引いた分に対して、収集量を割り戻して1リットル当たりのコストを出しています。【参考10】は、これをいくら負担いただくかで変わってきます。例えば1/4と1/2にしたパターンで1枚当たりどれくらいの手数料になるかを出しています。例えば負担割合を1/4に設定すると可燃ごみについては45リットル当たり50円になり、一人当たりの年間負担額は1,850円くらいになります。これが1/2の負担割合だと、45リットル当たり110円になり、一人当たりの年間負担額は4,070円くらいになります。以下同様に袋のパターン別に示しています。ざっくり試算させていただいたところなので大体の目安とお考えいただければと思います。

続きまして、資料14ページをご覧くださいでしょうか。ここからは八尾市における指定袋の配付と町会との関わりについてご説明させていただきます。八尾市においては、自治振興委員会(町会)を通じて指定袋を配付させていただいています。自治振興委員会は、全市的な自治会

(町会)活動の連絡調整を図るため、昭和26年4月に自治会(町会)の全市域的組織として、八尾市自治振興委員会が結成されました。八尾市自治振興委員会は市内すべての自治会(町会)により構成されている市内最大の住民組織で、行政と自治会・住民とのパイプ役を果たしていただいております。主な関わりとしましては、市政だよりの配付や保健事業案内の配付、防犯灯の設置・入れ替え、募金の依頼への対応、その他市からの配付・回覧依頼への対応等をこちらからお願い、関わっていただいております。その中で廃棄物行政における関わりとして、八尾市では指定袋制度を採用しておりますので、こちらにおきましては平成8年に5種分別制度を採用するにあたりまして町会の協力により実施前に美園地区をモデル地区として試行を行ったところでございます。また、多種分別啓発の実施として平成21年10月より8種分別指定袋制度を実施、5種分別よりさらに拡大した分別制度を採用していただきました。現在の可燃・資源・容器包装プラスチック・埋立・複雑・ペットボトル・簡易ガスボンベスプレー缶・粗大の8種ですが、こちらを実施するにあたりまして、町会の協力を得て、実施前に西山本地区をモデル地区として試行を経て実施させていただきました。また、この実施にあたりましては、各地域の住民説明会を実施させていただいており、多種分別実現にあたり各地域の説明会へ現場の収集担当の職員が赴きまして、説明させていただいたという経緯もございます。そして、この指定袋制度ですが、八尾市としては人数を把握するにあたり世帯人数の調査をさせていただき、それを返却いただいて人数を確定、配付袋の数を確定したものを各町会の代表の方に指定袋の配付依頼を行うという関わりを持たせていただいているところです。次に有価物の集団回収について、昭和55年より有価物集団回収奨励金制度を実施しており、町会・子ども会が主体となり、地域の有価物の資源化を促進しているところであります。八尾市では資源物の収集は行っておりませんので、こちらで有価物の集団回収を実施していただき、それに対する奨励金を交付させていただいています。これだけでも収集、焼却のコストが安くなって減量効果も図られており、大きな役割をはたして頂いているものと認識しております。次にごみ減量推進員制度ですが、平成21年度より、各町会から1名の推薦を依頼し、ごみの減量と資源化などの施策について、行政と地域のパイプ役を担っていただいています。ごみ減量推進員を委嘱して地域のごみの分別や地域のごみ減量に関する推進に一役買っているものと考えており、これもごみ減量・資源化の普及啓発に寄与しているものと考えているところです。

次に15ページをご覧ください。指定袋管理システムにおける登録状況について。八尾市は指定袋管理システムにおいて管理しています。指定ごみ袋の配付につきましては、自治振興委員会を通じて世帯人数調査を依頼し、自治会(町会)からの報告に基づき、組(班)長さん宅へ指定袋の配送を行い、各世帯へ配付していただいております。町会世帯の登録状況ですが、平成24年度には町会登録世帯は81,330世帯、個人で登録されている(町会未加入)の方は、29,438世帯、合計が110,768世帯となります。人口の内訳をみますとのシステム上の数値ですが、町会登録人口は229,111人、個人登録人口は63,495名ということで、合計292,606名となり、八尾市の統計上の登録人口約270,000人を上回っている状況となっております。では、なぜこのような状況が起こるかといいますと、本市の指定袋管理システムは、住民基本台帳とリンクしておりません。また、町会未加入世帯は受け取り時の自己申告となり、正確な人数の把握が困難です。今後、世帯数や人数を正確に把握することは指定袋配付業務における課題の1つです。

家庭ごみの有料化実施に向けて、町会との関わり課題について、八尾市はこれまで町会との連

携・協力を得て、指定袋制度をはじめとする各種施策を推進してきました。家庭ごみの処理は、公衆衛生の観点から市民生活を直結するものであります。有料化制度の運用方法によっては、市と町会との関わりが希薄化していくことも懸念されることから、指定袋の配付方法と併せて町会との関わり方を考えていく必要があります。

八尾市においてはこのような状況ですが、他の自治体においてはどのようなものがあるのかということで、前回の審議会資料の再掲になりますが、家庭ごみの有料化と自治会の関係について、これは有料化を実施した後の町会との関わりについてです。まず、単純従量制を採用し、町会との関わりを継続している自治体として、奈良県の斑鳩町がございます。平成12年10月から有料化を実施しており、有料化されている可燃ごみ、不燃ごみ以外の無料収集である「その他プラスチック類」、「びん・缶」、「ペットボトル」の回収袋を自治会経由で配付しているという事例です。可燃・不燃ごみ袋については有料で配付しており、可燃ごみ大袋で45円、中袋30円、小袋20円、不燃ごみ大袋で65円、中袋40円となっております。その他資源物等におきましては、その他プラスチック1世帯年間100枚まで、びん類・缶類であれば年間30枚まで、ペットボトルは年間30枚までという形で町会を通じた指定袋の無料配付をしております。

次に17ページをご覧ください。こちらは福井県の大飯町の事例です。有料化されている可燃ごみ、不燃ごみ以外の無料収集である「プラスチック製容器包装」「びん」等の資源の回収袋を自治会経由で配付し、可燃ごみについては有料制を導入しています。燃えるごみ45リットル20円、30リットル15円、不燃物については20円の有料制を導入し、資源物は空き缶、空き瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装については、町会を通じた無料配付となっております。

次に超過量有料制を導入したうえで自治会との関わりを継続している自治体の例として、愛知県碧南市がございます。こちらは「燃やすことのできるごみ」以外は、資源の20品目の分別排出を実施しています。「燃やすことのできるごみ」は年間120枚まで無料で、それを超えた場合45リットル100円/枚です。資源の回収拠点は自治会により管理されており、市から資源ごみ回収奨励金が自治会に支払われています。町会未加入者にはごみ袋の引換券を郵送し、市役所に来庁してもらった上で件と引き換えにごみ袋を配付しています。

次に18ページをご覧ください。こちらは滋賀県草津市の事例です。草津市は古くからプラスチック類を分別するなど細分別収集(10分類)を導入するとともに超過量有料制を導入し、無料扱いの指定袋を自治会経由で配付していました。平成24年度からは指定袋の現物配付から無料引換券方式に変更し、無料配付枚数の見直しも実施しています。超過した場合は1枚110円で購入することになります。草津市では、今まで袋を自治会経由で配付したものを、現物支給ではなく、引換券に変更し、超過したものに関しては有料という形の指定袋配付方式を導入しています。それぞれ有料化を導入しても、多種多様に自治会との関わりを持ちながら有料制を導入している自治体が多々ございます。八尾市におきましてもこのような多種多様な事例を参考にしながら八尾市版の家庭ごみの有料化を検討いただければと考えております。以上、よろしくお願いたします。

○会長

今回の審議については、八尾市の家庭ごみの有料化のあり方やその手法について議論していきたいと考えている。まず、ご質問を先に受けて、後にご意見をいただきたい。そのご意見はあまり脱線せず、今回のご質問に関するご意見でお願いしたい。

○委員

ひとつわからないところがある。9ページが一番下あたり、1リットル当たりの手数料と13ページの1袋当たりのコストは同じことか。

○事務局

基本的には同じ意味で、1リットル当たりのコストです。守山市は負担割合を設定されていると思います。八尾市の場合は13ページの5円は、正味それだけのコストがかかっているということですので。負担割合を掛けるとご負担いただく額は1円くらいになります。守山市の1.2円とは負担割合を掛けたあとの金額で、実際のコストはもっとかかっていると思います。負担割合を掛けているかどうかの違いです。

○委員

16ページにいろんな自治体の事例をまとめていただいている。概ね有料化実施後も無料指定袋は、それが現物であるか引換券であるかは別として自治会を通して配付されている。この資源物等の場合は無料というのがほとんどだが、このとき町会未加入者の場合は有料にされているのか、町会に入らなくても窓口で無料にしていたのか。

○事務局

そこまでこちらで確認しておりません。値段に関しては可燃ごみ、不燃ごみだけの掲示で、資源物に関する金額の提示がないということで、資源物に関しては町会未加入の方もなんらかの形で、市から無料で配付されていると推測されます。

○委員

15ページのところ。町会登録人口と八尾市の実際の人口の差が出ている。はがきでゴミ袋配付のお知らせをしているので、町会に入らなくてもいいのに、もらいに行ってる人がいるため人数が増えていると思う。それを今後どうするか考えていかなければいけないと思う。はがき代だけでも100円かかっているのに、市民の不平が出る。

○事務局

ご指摘の通り、人口以上の人数登録があります。当然自己申告ですので、疑ってかかることもできない状況です。実際に登録した分で、住所や氏名が重複している分に関しては、随時削除しています。必ずしもそれが一致するか、確たる証拠がないと削除できないのが現実です。名簿が提出されているにもかかわらず登録されている状況もあります。そこも注視しながらシステムの管理をおこなっていきたいと思っています。

○副会長

住民基本台帳は、住民票を出しておられるかどうかということなので、例えば東京で大学に通っておられる子どもさん等は、住民票はこちらにあるが住んでいるのは東京である。逆にこちら側に住んでごみは出すが、住民票は別の場所にあるという人もたぶんたくさんいらっしゃるはず。転居されて空き家になっていても、いろんな情報が欲しいから自治会には加入されていらっしゃるご家庭もかなり多いと思う。うちの近隣でもそういう家が多い。それを絶対合わさないとだめだということではないのではないか。住民基本台帳は、現状とは全然あってない部分がある。

○事務局

住民基本台帳と八尾市のごみ袋のシステムはリンクしていません。実はデータは住民基本台帳のデータは一切使用していません。町会に加入しておられる方は、町会に名簿を必ず年2回いただいていますので、そこはきっちりされています。問題は個人登録の方で、一度登録されるとそこから中々メンテナンスできません。リンクしていたら転出されると削除できますが、一度登録されると申し出がなければずっと名簿に残り続けることになります。どうしても弊害が出るので、そこをどうしていくかが今後の課題です。

○会長

6ページの【参考5-1】の表について質問したい。これは世帯の人数によってごみの量が変わるという表だと思うが、1人あたりの排出量をみるとみんな同じ145.9kgになっている。しかし世帯人数が増えると、やはり1人当たりの重量は減ってくると思う。単純に焼却場に入ってきたごみの量を人口で割っただけなのか。

○事務局

そうです。

○会長

この表は、世帯人数に対してごみ量がどう変わるかということを調べる表ではないのか。同じものを買って共同で使うのだから、1世帯当たりの人数が増えたら1人当たりのごみの量はおそらく減るはず。そのあたりの配慮はどうなっているのか。ただ単純に世帯人数を掛けているだけなのか。

○事務局

説明が不足していたかもしれませんが、6ページ【参考5】八尾市の指定袋の配付枚数から1人当たりどれくらいのごみが出せるか、キャパシティがどれくらいあるかを表しています。1人当たりというのは182.4kgというのは単純で、同じものを使うことはあるので必ずしも比例的にはならないと思いますが、概ね可燃ごみですので、世帯人数に応じて連動するのかという考え方です。

○会長

それは理解できるが、私は別の会議では世帯人数が増えると1人当たりのごみ量は減るというのをきっちり出したうえで、市民のみなさんに説明している。その辺りはきっちりした方がいい。それから一番最後のページの事例の草津市では、無料引き換え方式に変更したということだが、自治会はどういう役割を担うことになっているのか。

○事務局

現物支給から引換券を世帯にお渡しして、その世帯が市の登録しているスーパーなどに引き換えに行くという制度です。袋の販売もしておりますので、超過した場合は購入していただくこととなります。

○会長

今まで袋配っていたのが、引換券を配ることになったということか。

○事務局

そうです。

○委員

資料5ページ。アンケート調査結果があるが、八尾市の人口に対して回答数1,110人では少ないような気がする。こんな大事な調査はもっと広く調査して欲しい。

○事務局

このアンケート調査は、無作為抽出で2,000人抽出して、回答数が60%弱でした。

○委員

これから高齢化が進み、2人家族の世帯が増えるが、この人口に対して341人の回答では少ないと思う。

○事務局

個人情報取り扱いと併せて世帯人数もある程度偏らないように抽出しています。ですので、例えば一人世帯ばかりお聞きしたという形にはなっていません。

○委員

だから平均はされていると思うが、もう少し回答人数を増やしていただきたいと思う。

○会長

ご質問は出していただいたということで、次にご意見を出していただきたい。

○委員

以前5種分別を始めたとき、町会の加入率がぐんと伸びた。町会に入っていないと大変だと認識されたから。ところが、意外と町会に入っても、ごみ袋はもらいに行けば簡単にもらえるとみんなにわかってきたように思う。今、八尾市ではごみが増えて減らさないといけないという緊急事態となっている。ごみ減量推進委員というのがあるが、あまり前面に出てこない。町会未加入の方には、行ったらすぐにももらえるような形ではなく、ごみの分別方法などの講習を受けたものだけが袋をもらえるというぐらいにしていかなければならないのでないか。町会加入者は、回覧板の内容をみて確認することにするなどの措置をとる。町会というのはごみ袋を配るだけではなく、地域コミュニティとして災害時には重要な役割を果たす。加入率をどんどん上げていかなければならない。この機会にそんな方法を考えていただきたい。ごみ減量推進委員の役割も大きくなっていくと思う。

○委員

各市では、資源ごみは無料、可燃・不燃ごみについては有料化となっている。資源を仕分けして提出してもらうことが環境にいいし、いろんなメリットがあるので無料としている。そういう制度はいいと思う。でも町会未加入の人も町会に入っている人も資源ごみについては無料という施策では、自治振興委員会としては納得いかない。これまでごみ袋制度については町会がどれだけ大きな努力をしてやってきたか。袋の調査には大変な時間がかかる。われわれ町会から出している数字にはほとんど誤差はないと思う。年度途中で1、2世帯は転出転入されたりはあるが、それくらいきちんと調査して、ごみ袋の排出場所に張り紙や看板を設置し、分別の方法が変わったら、回覧板やみなさんに口頭で説明したりすることを各町会長さんにご努力いただいている。その上でごみ袋の制度が成り立っているということをご理解いただきたい。資源ごみのみ無料であると、こういう風に制度が変わるときこそ、資源ごみの無料は町会に加入している人のみであるというくらい差別化を図らないと、町会の地域で果たす役割がだんだん薄れていく。地域コミュニティの基礎になっている町会を守り育てていく観点でやっていただきたい。市役所の窓口では、町会未加入の人に簡単にごみ袋を渡してしまっている。

○事務局

八尾市でも当然、町会加入の促進に尽力したいと考えていますが、町会に加入していない方に手数料を徴収するという直接的なやり方ができるかどうかは検討しなければならないと思っています。町会加入の促進につながるような制度設計を考えていくのが重要だと考えています。

○会長

八尾方式を確立するのが、この審議会の最初からの目的である。自治会に入っていない人は有料だということはやらない方がいい。そうすると自治会が批判される方向にいくと思う。もっと違う八尾方式を、知恵を絞って考えていきたい。

○委員

趣旨がわかっていたら良い。最終的には、町会に入って良かった、何かメリットがあるという意識がみなぎるようにしていただけたら良いと思う。例えば町会に対して協力していただく協力費ということでチケットを配付するとか。ぜひお願いしたい。

○委員

私も町会長を務めている。先日の班長会でごみ袋の問題を提起した。お年寄りの方は「町会に入っているからこそごみ袋を配っていただける」というメリットを感じておられる。町会を辞めたいと言っていた人が、町会に加入していないとごみ袋を取りにいかなければならないという、やはり継続するということになった。町会に入っていない人には、はがきを出さないことによって町会を通じてもらう制度にすれば、町会に入ろうという気持ちが少し動くと思う。

○副会長

私もコミュニティを活性化するのはとても大事だと思う。ただし、それ以前にごみ収集をきちんとするのが大事で、もしごみ袋がもらえなかったら不法投棄するという事になってはいけない。門戸を完全に閉ざしてしまったら困ると心配になった。自治会加入にどんなメリットを持たせるかというと、会員証や門の前に会員であることを示すシールを張るなどあればいいが、なければ作って、加入している人がよくわかって、その加入証を持って行ってスーパーにごみ袋を買いにいけば安く買えるなど、そういうことがいいのではないか。たぶん有料化するとお金のやり取りが発生する。町会でごみ袋とお金をやりとりすることは大変だと思うので、カードとか別のものを示してスーパーに買いに行くところが現実的かと思う。

○会長

無料の部分だけを自治会をお願いするというのが、基本的な考え方だと思うが。

○委員

具体的にはどんなものを資源ごみというのか。雑誌、書籍、段ボール等は、町内会では、月1回業者が回収し、その費用はすべて子ども会に入っている。

○会長

ペットボトルや缶などの資源ごみを有料にするかしないか、無料ならばその袋は今まで通り自治会で配っていただくという形をとる。

○委員

今収集している資源ごみの中で、リサイクルされている部分ある。その部分の袋だけを無料の袋として自治会が管理するかという話である。

○委員

缶とペットボトル資源ごみの、その袋を有料にするのか無料にするのか。

○委員

私はすべて有料にすべきだと思う。

○会長

それも重要な議論である。今は自治会の話になっているが、まず基本をどうするか。全部有料にすると、自治会がどう関係していくかが非常に難しくなる。

○委員

全部有料にすれば、自分がお金を出してお店に買いに行くわけだから自治会はノータッチとなる。

○会長

そういうことになると、今まで自治会がやっていたことがどうなるか。

○委員

自治会は今まで通り、市の広報誌の配付などをやってもらう。

○会長

そういうことでは、八尾方式を考えていきましょうという話が全部つぶれてしまう。自治会が怒り出すのではないか。

○委員

確認したい。今日説明を受けた中で、有料化のやり方については、単純従量制であるか、超過量有料制であるかまだ決まってないと思う。少なくとも最初のこれまでの指定袋制度の町会の役割なり必要性なりを生かしていきたいという話になれば、超過量での有料制で、一定は町会の協力を得ながらやるという方向に進まざるを得ないのかというように思う。ただ、今までの指定袋制度についても平成8年10月からスタートして中身があまり見直されていないと思う。8種分別になったということで、容器包装プラスチックが増えたが、埋立や複雑ごみは、このアンケートの中でも袋が余っているという意見が多数ある。今17年もたって、複雑、埋立、資源と市民生活に定着している品目については3種類の袋が必要なかどうか、そしてペットボトル、容器包装プラスチックについても2種類必要なのか。その辺りも見直していけば、大部分のコスト的な見直しもできると思う。可燃ごみの容量に関しても容器包装プラスチックが実施されたことで、大分嵩が減っている。今45リットルの袋を配付しているが、45リットルが妥当かどうか議論しながら、実施との関わりも含めて検討していく必要があるのではないか。この審議会は2年通して審議するということである。平成8年10月に実施した5種分別指定袋制、そのときの謳い文句としては、市民との協働でのごみ減量施策ということなので、自治振興委員会との関わりも含めて議論する必要もあると思う。ただ、自治振興委員会の今までのご苦労の話聞いた。要は町会に加入していなくても簡単に手に入ることにいきつく。今は、町会未加入でも、はがき1枚持参すれば各出張所で配付するという形になっているが、複雑で手間のかかる仕組みにするということも考えられる。ただ、人口でも27万と29万の2万の誤差は自治振興委員会に未加入のところの誤差と思われる。それについても、調査を続けていくしかないのかと思う。2年審議するのであれば細かくやっていただきたい。

○会長

有料化をどの範囲にするか、単純従量制か超過量有料制にするのかとか、そういう議論を決めていくのはもう少しあとにしたい。今回、次回は自由な意見を述べていってもらいたい。十分時間がある。腹割って述べて下さい。今度は順番にどうすれば議論していけばいい。もやもやしてストレスかかるより一度意見を出していただきたい。

○委員

私自身の考えは共同住宅という未加入の町会があるが、入居時に町会の加入の徹底は図るべきではないかと思う。理事会は月に1回されるので、その段階でも働きかければよいと思う。たくさんマンションが建っているが、野放し状態になっているのではないか。行政から、町会に入るようお願いすればどうか。

○委員

いろいろご意見をお伺いした中で、自治会未加入者の問題は今一番クローズアップされている。行政としては、差をつけるのは平等性の観点から難しいと思う。今は未加入者でも簡単に袋がもらえる。事務局としては大変だろうが、手続きを複雑化する、また未加入者に対しての袋の中に、今後町会に入っていないと色々複雑になるよという文言を書いた紙を袋に同封するとか。八尾市としても町会加入率の問題でご苦労いただいている。町会に入っていないと事務手続きが大変になるということのプレッシャーをかけるような手続きをとっていけば考え直される方はおられるのではないか。どこの町会でもマンション、アパート等増えている。私も直接ではないが、自治振興委員会に関わりのある関係で苦労している。平成28年度から出張所の体系が変わるといことも耳にしている。この機会にいろんな問題があがってくると思う。この機に未加入者に対するアピールをやっていけばよいのではないか。

○委員

個人的には、単純従量制を基本として、リサイクルやリユースができないものに関しては有料として、リサイクル率が上がるという観点からも、リサイクルできるものは無料化が妥当ではないかと考えている。

○議員

自治振興委員会の中でも、非常に活発なところとそうでないところがあると思う。ここに出てきていただいている方は熱心な方ばかりだが、ただ町会という名ばかりであり活動していないところもある。地域により温度差が大きい。ここにおられるみなさん方は確実に町会の方に伝達できているような努力もしていただけたらと思うが、そうでないところは問題が出てくるのではないか。そういう地域は町会未加入者の方もたくさんいらっしゃる。いかに全体的に町会活動していくようにもっていくかが大事。もう一つ、規則というのはできるだけ簡単でみんなが理解できるようなルールがいいのではないか。ごみ袋がもらいにくいということがあれば、そういう人たちは努力しないで不法投棄につながるかも知れない。調整をとっていくのが大変。ごみ処理にはお金がかかるという認識を持ってもらうように進めていくことが大事ではないか。

○委員

市からいろんな資料出してもらって見ている。市としては、全部を有料にするのか特定なものを有料にするのかということと、他の市で、この袋の配り方、有料になっているところもあるが、どの部分で有料にしているのか、ここでは簡単な資料しかないので、有料と無料とどうして分けて、どのようにみんなに配っているのか、ということをもう少しつっこんで教えていただければ八尾市の有料化の資料になるのではないかと思う。1つずつ問題点をつぶしていけばいいのではないか。

○事務局

どこまでの部分を有料にするかは、八尾市としてどうかということではなく、この審議会の中でご議論していただきたいと考えています。ごみ袋の配付方法、販売方法は町会を通じて配付しているところは少ない状態です。有料化している団体は、主にはコンビニなど店頭販売しています。

○会長

ほとんどがそう。現実問題として町会でお金のやりとりはできない。

○事務局

元々、指定袋を無料で配付しているというのは、八尾市の先進的な取り組みです。有料化していなくても、無料の指定袋制をしいているのは少なく、指定袋だけは買ってもらう自治体が多い状態です。

○委員

今後は袋をどういう方法で配付するのか。有料になりましたよということをみなさんに知らせるというのは市から広報するのか。

○事務局

それをご議論いただければと思います。

○会長

会長として言わせていただく。審議会がその詳細を決めるということ。今回と次回くらいは自由な意見を述べていただいて大体みなさんの意見が分かった上で、その次くらいから順番に議論していきたい。

○委員

私が懸念しているのは、賃貸アパートの居住者はごみ袋が有料になれば、買ってまで出されるかということ。ごみを出される際、指定袋ではないスーパーの袋に入れて、収集場所ではなく、適当な場所に放置している。引っ越しも頻繁にされているが、引っ越しのごみも大型ごみに出されていない。有料になったらどうなるのか、そういうところを見るたびに思う。私達ではどうにもできない。

○会長

違反したら収集してもらえない。

○事務局

指定袋制なので、その他の袋はパッカー車が収集しません。5種分別の指定袋制になった段階で透明とか黒のごみ袋はお出しにならないことを徹底しているので、そこは問題ないと思います。

○委員

今日の資料を見て、単純従量制か超過量有料制かどちらかにいずれは決めなければならないと思うが、池田市の事例を見ると、こういうストーリーがあってもいいのかなと思う。失敗ではなしにストーリーとして変更したのではないか。

○委員

今まで八尾市のごみというのは無料であった。追加袋も安易に出していた。ものすごく緩いと思う。町会の班長会議でその問題を投げかけた。一般の人は、指定袋の一定の部分は、不公平さを考えたらたくさん欲しい人はお金だして買ってもらえばいいという意見が大半だった。それが市民の声である。ごみ有料化になったらごみ不法投棄される。道端に弁当の空箱などほかさされているので、町会で掃除している。みなさんの迷惑だから自分とこの町会はきれいにして、ごみの不法投棄はしないようにと呼びかけているから最近減っているが、それがなかったらごみで一杯になる。

○委員

最近引っ越してこられた方に、ごみ袋や市政だよりを渡した。親切心からそうしたが、今自治振興会の人のお話を聞いて、町会未加入者が増えていることが問題になっている折から、良くなかったかと思った。また、若い方が引っ越して来られて、なぜ町会に入らないかと聞いたら、煩わしいとおっしゃった。人と人のコミュニケーション大事だと言われているが、そういうことが煩わしい、また町会費を払うのがいやとおっしゃっていた。

○委員

17 ページの大飯町の例。オリンピックでも視察に行く。机上の議論だけではわからない。有料化実施されているところに行ってどういう苦労されてきたか聞いてきたい。

○委員

今から10年ほど前に、「京都でごみ有料化した結果22%のごみが減量できた」という報告が、大阪経済法科大学の山手学舎で八尾市の職員方からあった。これはいいことだと思い、ごみの問題について調べてみた。八尾市は1tあたり16,000円大阪市に焼却代として支払っている。焼却場の建設費は全部大阪市が出しているから止むを得ない。なんとかその費用を少なくするために考え、京都の有料化の話を聞きに行った。そこで京都市の職員の方に、「購入したごみ袋が余ったら京都市が買い上げてくれるのか。」と質問した。すると、「京都市では10枚1組を小売店で売っているから必要な枚数だけお買い上げいただけたらいい。買い戻すということはしていない」というお答えだった。京都市は、40リットル40円、30リットル30円、20リットル20円の袋3種類全部小売店で販売している。有料化が成功している。有料化すると必要な枚数しか買わないので、袋の節約にもなっているのではないかと考えている。

○委員

5種分別する前は、当然みなさん家庭でごみ袋を買っていただいていた。平成8年5種分別になってから、八尾市は無料で配付するという事になって、17年くらい無料で続いたから、有料にしたらどうなるかとおっしゃっているが、17年ほど前は分別収集ではなかったがもともと有料であったのが無料になって、今度有料に戻るだけ。やり方としては喧々諤々議論をしないとイケないだろうが、有料化は当然の動きである。私も自治振興委員やっている。町会に未加入の人、町会未組織の地域もある。そこをどうするかも議論していかないとイケない。八尾市は平等公平の名のもとに、税金払っているから町会未加入者の分も権利があるといっている。たぶん町会に入っている方は、ちゃんとルールに則ってごみの排出もきちんとやっておられるが、どちらかというと町会未加入、あるいは町会未組織の地域の方はあまりルールを知らずに出している。住民はルールを守る義務をまず果たさない限り、権利を主張できないのではないかと。その辺を踏まえてやっていただきたい。

○委員

私は八尾市民ではないので、生活に即してということとは言えないが、以前北九州市民だったときに、14～15年前に北九州市は有料化した。その当時30代単身赴任で町会にも入っていない地域には関係ない無関心層だったが、いろんな形で有料化になる前には広報があったし、説明会で練習と称してごみ袋を配付していた。私のところには、説明用の紙とごみ袋が配付された。基本的には単純従量制だが、町会に入って入れば説明会とかごみの分け方の練習があった。単純にもらえるのではなく、教育手段という形でやるのもひとつの方法かと思う。町会経由でなく、違う形でやってもいい。そういう形で練習を重ねることが必要かと思う。ちなみに私が当時住んでいたのは昭和40年代に建てられた古い公団住宅で、決してあまり裕福でない地域に住んでいたが、有料化後初のごみ収集時にきっちり分別して排出されていた。そんなに意識の高くないところでも日本人はルールに忠実に従うのだとびっくりした。

○委員

どこまで有料化するのか問題になってくると思うが、やはり資源ごみについては有料化せず従来通り無料でごみ袋を配付するのが妥当ではないかと思う。資源ごみはできる限りリサイクルを推進していかなければならない。そのためには有料化することによるデメリットの方が大きい。また、それによってこれまで町会が果たしてこられた役割の部分も今後も維持していただけるのではないか。

○副会長

委員に質問したい。無料配付の場合、袋代相当分は市が持ち出しするのか、袋代実費は負担いただくのかどうすればいいとお考えか。

○委員

そこは非常に難しい問題。これまで無料で配付されてこられたものを袋相当分1円、2円でも徴収することになるとお金のやり取りが非常に煩雑になる。これはあくまで私見だが、その部分は目をつぶって従来通り無償で配付し、その分を補うために可燃ごみ、不燃ごみに上乘せするという形でいいのかと思う。どこまで有料化するのかそれはまた今後の議論次第だが。

○会長

貴重なご意見ありがとうございました。1つ確認しておきたいのは、有料化を前提にした審議会であるということ。有料化は決定しているが、方向としてはある一定は無料で、ある部分は有料にするとか、100%有料だとか考えていく。もう1つは、自治振興会はものすごく努力されている。八尾方式でなんとかうまい方法はないかと考えていっていただきたい。町会未加入者にペナルティを課してはどうかというご意見が出ているが、それはこの審議会としてはやめた方がいい。ペナルティじゃなくて、入ったらどんなメリットがあるか、メリットを示し、自治振興会が尊敬される。そういういい方向性をこの審議会で頭をひねってぜひ考えていただきたい。次回に向けての宿題で知恵を絞ってきていただきたいと思う。有料化したら不法投棄があるのではないかとこの心配はもちろんあるが、私を感じたところでは、そんなに変なことにはならないと思う。自治会に入っていない人は変なことするというのは言い過ぎで、市が有料化するまでにどれだけアナウンスし、同じところに何度も説明に行くかの努力にかかっていると思う。有料化が決定してから1ないし2年くらいの説明期間は必要。あらゆる方法で練習するのが大事。それさえすれば日本人はちゃんとする。後は、いかに納得してお金を払うかである。払わされているという意識ではなく、むしろ積極的に払うかという方向づけをどうするか、こういう着地点の構想を持っているから、それに対するお金を出してもらおう。今回はこれだけ集まりました。建替えのお金がこれだけ必要、そういうことを示せばちゃんとやってくれる。実際は減量目的だということを示したら、減量推進員は何もしてないなどという話になる。自信を持った案を作れば。市民はちゃんとしてくれる。一番の問題は自治振興会がどうなるかということ。ペナルティを課すのではなく、入ったらメリットがあるという立場でいく。入ったら少し安くなるという姑息な手ではなく、何かもっといい意見があればと個人的に思う。次回引き続き案を練っていただきたい。

5. 閉会